

1、第3回の検証の実施

避難者訴訟では、11月10日に、川俣町山木屋地区において第3回目の検証を実施しました。

検証とはどのようなものかということは、第1回及び第2回の検証のご報告にあるように、裁判官が事件の舞台となった現場や、そこに所在する関係者の話を聞くことなどを通じ、五感の作用を通じて、事件に関係する事実関係の存在について確認する証拠調べのことです。第3回目の検証では、この「五感の作用」をこれまでも増して活用していただきました。

また、これまでと同様、原告側から原告、代理人弁護士、被告東電から代理人弁護士と職員、裁判所から3名の裁判官と職員、合計して30名ほどが現地を視察し、私たち原告団・弁護団から状況を説明し、質疑を受けました。

2、今回の検証の内容

この度の検証では、主に地区内の各所を巡って、原告の皆さんの「ふるさと」である同地区の産業やコミュニティが崩壊し、この「ふるさと」が、将来に継続していくことが困難となっている現状をつぶさにみていただきました。

山木屋地区は、川俣町の中心街から200～400mほど標高が高く、四方を山に囲まれた盆地となっており、地域としてのまとまり、住民たちのつながりが非常に固かった地域です。主な産業は農業と牧畜業でした。私たちは、多数の仮置場や高い線量の放射線等によって、農業も牧畜業も再開の見込みがないこと、山木屋地区の伝統であり誇りであった、八坂神社での三匹獅子舞が消滅してしまいそうになっていること、子どもたちが帰ってくることが見込めないため、小学校も、様々な文化事業も中断せざるを得なくなっていること、などについて、裁判官たちに訴えました。

検証当日は、秋から冬に季節が変わる時期であり、素晴らしい紅葉を目にすることができましたが、厳冬の装備が必要なくらいの気温でした（なお、検証の前日に最終リハーサルを行いました。その日は晴れているが粉雪が舞い、しかも強風が吹き荒れ、声も十分に聞き取れないくらいの天気でした。本番は、このリハの日と比べるとまだ過ごしやすい気温でした）。

検証は、午前9時50分に、山木屋の人たちが多く避難している川俣町内の

仮設住宅で開始し、午後4時20分ころ、国道114号線の、浪江町との境界ゲートで終了しました。

3、検証の状況

(1) まず私達は、上記のように、川俣町東福沢に設置された仮設住宅に行き、原告WNさんのご自宅を訪問しました。WNさんは、山木屋で葉タバコや水稻等を栽培する専業農家で、長男夫婦、孫と3世代5人家族でしたが、事故のため、家族がばらばらとなり、夫妻でこの仮設住宅の2DK(4畳半2間)の部屋に住むことになりました。この日、午後にはWNさんの山木屋の自宅にも訪問しましたが、事故前の生活とは比べようもない窮屈さ、旧家の隠居としての生活との落差が実感できたと思います。

(2) 仮設住宅を後にして、私たちは、山木屋地区に入りました。道路の横に連なる仮置場を裁判官に見てもらうため、少し遠回りをして、3区と言われる地区にやってきました。山木屋は、1区～9区(2区と8区は、甲乙の2つの区に分かれている)の11の区から成っており、それぞれ約30戸、合計約340戸の世帯がありました。そして、各区毎に、それぞれの区から出される除染土壌や除染廃棄物を積み上げた仮置場が造られています。仮置場の88%は元農地であり、農地のかなりの面積が仮置場となっており、しかも撤去される見込みは現在のところ立っていません。しかも、仮置場の周囲には何軒もの住宅があり、住民は、帰還した場合、この仮置場の近くでの生活を余儀なくされるのです。

(3) 次に私たちが行ったのは、原告Yさんの牧場でした。Yさんの牧場は、標高約650mの里山を切り開いて造ったもので、総面積約30haという広大なものです。Yさんは、牛に自由に草を食べさせることに主眼を置いた、「山地酪農」を営んでいました。牧草が良く育つような土を作ることは生易しいことではなく、Yさんは、良い土を作るために30年かかったということでした。Yさんは、牧場の除染を行っていません。除染をしても放射能がなくなることはないうえ、苦勞して作った表土を削られてしまい、土を作るためにまた10年も20年もの年月が必要となります。それに、表土を削ってしまうと土砂が流出し、下流の田畑に被害を与えることになるのです。除染をすれば元に戻るなどということはありません。また、酪農に休みはなく、年間の労働時間は4000時間を超える、ということです。しかし、現実には休まざるを得ない時があります。そのようなとき、手助けをしてくれる仲間がいたからこそ、続けることができた、とYさんは言っていました。しかし、現在はそのよ

うな仲間はありません。

Yさんの牧場では、牛の寝床に稲わらなどを敷きますが、子牛のための敷料は、稲作農家から分けてもらっていました。その場合、Yさんは、農家に牛の堆肥と交換していました。このように、山木屋では、農業と牧畜業がお互いに深く関連していたのです。

Yさんの牧場は山の上でひととき風が強い場所です。前日のリハでは声が聞き取るのが困難だったため、拡声器を使って説明を行いました。このおかげで、参加した殆どの方は、説明内容がよく聞こえたと思います。

また、Yさんは、付近の山で採れる、「コウタケ」というキノコの現物を用意してくれていました。これは、大変香りのいいキノコであり、松茸よりも高価なキノコとも言われています。せっかく現物があるので、被告代理人や裁判官にも香りをクンクン嗅いでもらいました。

(4) それから私たちは、八坂神社に行きました。ここは、山木屋が誇る伝統芸能である、三匹獅子舞が奉納される場所です。この三匹獅子舞は、過去3回ほど、伊勢神宮で奉納実演されたことがあるということであり、山木屋の人たちの誇りとなっています。山木屋では、11ある区を上と下の二つの組に分け、それぞれの組が一年置きに獅子舞を演じます。上組と下組とで、それぞれ獅子頭が別に作られており、踊り方等も異なるということです。三匹獅子舞を演ずるのは小学校高学年以上の子どもたちです。そして、獅子舞奉納の責任を持つ家を宿といい、宿となった家は、練習や準備のために家を開放します。宿となることは、その家にとって名誉なことでした。山木屋では、このような制度が400年以上も続いてきたということです。

検証当日は、獅子頭の現物を神社の社殿の前に並べて実際に裁判官に見てもらったうえ、その場で獅子舞のようすを移したDVDを上映しました。獅子舞が行われる現場で、獅子舞のようすを映像で見るということで、非常に印象深かったと思います。実は、このDVDの上映については、11月4日に行われた弁護団会議で、突然鈴木弁護士が「やりたい」と言い出したものです。裁判所が許可しないだろうというのが、弁護団の多くの予想でした。しかし、実際に鈴木弁護士が裁判所に連絡をしてみると、以外にもあっさりと許可が出たということでした。何でもやってみるものです。

以上が午前中に行った検証の状況です。

(5) 午後に最初に行ったのは、山木屋小学校でした。山木屋小学校で行われる行事は、子どもたちだけのものではなく、地域の人たち全体の行事でした。運動会は、午前中は子どもたちだけで行うが、午後からは地区の運動会となり、地区の人たちが全員参加するイベントとなっていました。また、小学校の運動

場では、毎年春秋の2回、11区ある地区対抗の球技会が行われたほか、お盆には、帰省した人たちとの交流を目的とした12時間ソフトボール大会も行われていました。

また、山木屋では、PTAが核となって、残っている自然を守り、失われた自然を取り戻すため、「緑の少年団」という活動を行ってきました。この活動は、地域と一体となって、スギやケヤキの植樹を行ったり、炭焼き体験、農園で作物を作って、作った作物を食べたり、というような活動を行ってきました。

現在、山木屋小学校は、川俣南小学校に間借りをしています。事故前70人いた生徒が、現在は17人となっており、しかも3年生以下の生徒は一人もいません。あと3年で、山木屋小学校は児童数0の小学校となってしまいます。原告のOさんは、「山木屋小学校は、単に授業をするだけではなく、学校教育と社会教育とが一体となった人づくり、地域づくりを行っていたが、学校という地域の核を失ってしまったら、この地区はこれからどうなるのだろうか、途方に暮れる」、と言っていました。

(6) 次に、小学校の坂を下りたすぐ下にある、山木屋の商店街で検証を行いました。この商店街は6つのお店がありました。いずれの店も、営業はしていません。その中の一つ、菓を扱っていた嶋原商店を営んでいた原告のSさんは、この商店街は、地域一帯で総合スーパーのような働きを果たしてきた、周辺地域の人たちやすぐ近くの小中学生が気軽に寄れる場所だった、地域の住民にとって、なくてはならない場所だった、といます。しかし、どの商店も長い時間営業ができず、商圈が喪失したため、事故前のように店舗の営業を再開することは不可能になってしまいました。

(7) 次に、商店街のすぐ近くの、「絹の里やまきやスケートリンク」で検証を行いました。ここは、普通の田んぼに、冬の時期に厚い氷を張ってスケートリンクにしたものです。山木屋の子どもたちに、冬場の外での遊び場と体力作りの場を提供しようということで始まったものでした。その後、このスケートリンクは、平成7年の福島国体では、福島県の選手14人中9人が山木屋勢で占める等、多くの選手を輩出するスケートリンクになりました。これは、小さな山村にとって快挙でした。しかし、山木屋に子どもが戻って来なければ、このスケートリンクが復活することもないのです。

(8) 次に私たちは、原告Oさんの自宅の裏の畑と里山に行きました。Oさんは、自宅の裏の畑でブルーベリーを作っていました。その畑のすぐ裏には、天神様が祀られている里山があります。この裏山で、Oさんは、11種類ものキノコを栽培したり、いくつもの種類の山菜を植えたりしていました。このように、山木屋の人たちは、自宅の裏の里山の自然と日常的に触れ合いながら生活

していたのです。しかし、この里山は、畑との境界から20m以遠は除染されていません。現在では、里山に自由に入ってそこの恵みを受け取るという生活ができなくなってしまっているのです。

(9) それから私たちは、葉タバコと水稻を主に栽培していた専業農家のWSさんのご自宅と農場を訪れました。本日の検証で最初に訪れたWNさんの山木屋での自宅です。現在は、WNさんの長男WSさんが当主となっています。WSさんの自宅は、1階2階合わせて115坪あります。また、W家は、三匹獅子舞の宿を16年ごとに担当してきた旧家であり、山木屋一と言われる神棚もあります。仮設での生活が如何にそれだけでストレスとなっていたかが分かりますと思います。

WS家の周りには、田やタバコ畑が広がっており、その一部が仮置場とされています。また、WS家の敷地内には、タバコの乾燥場2棟と作業場1棟があります。WSさんは、高齢化した農家から借りるなどして耕地を増やし、事故前には、その長男が後継者となることが決まっていた。これからますますたばこ農家として発展していこうと思っていた矢先に、事故が起きたのです。WSさんは、これからどうしていけばいいか、悔しくてならない、と言っていました。

山木屋では、タバコ栽培農家は、春先にタバコ苗のポットの下から発酵熱で温めるため、里山から落ち葉を集めてきます。このように、山木屋では、農業にとって、里山の存在は非常に大切でした。山木屋の紅葉が見事なのは、里山(=落葉広葉樹林)を大切にしてきたからなのです。この落ち葉は、その後堆肥ともなります。私たちは、WSさんが落ち葉を集めるための里山にも行きました。しかし、この里山は、道路端から20mの範囲外は除染されていません。しかも、その場所は、除染された場所でも、非常に放射線の濃度が高いところでした。勿論、このような場所の落ち葉を農業に使うことはできません。

(10) 最後に私達は、国道114号線の浪江町との境界付近にあるゲートに行きました。この場所も、非常に線量が高いところです。またこの場所は、標高が580mあり、浪江町の方から流れてきた放射能は、この場所から谷あいにある国道114号線に沿って、山木屋全体に流れ込んだものと思われます。最後に、原告団長のKさんは、「事故直後、この場所を浪江町方面から逃れてくる車が続々とやってきたが、原発事故後、国も東電も、山木屋地区に何らの情報も流さなかった。山木屋地区の住民は、高線量の放射能の中に放置されたまま、1か月～3か月の間、自宅に居続けることになった。そして、山木屋全体が壊滅的な打撃を蒙り、故郷の喪失を招くことになった。これまで祖先から営々と積み上げられ、労を惜しまず手入れをしてきた大事

な土地や人と人とのつながりが、一瞬にして奪い去られた」と訴えました。

4、今回の検証の成果

今回の検証によって、原発事故がみなさん原告団のふるさとの産業、生活基盤、人と人との繋がりを完全に奪ってしまったということを、リアルに立証でき、それが裁判官たちの胸に、寒風の中での見分という体験と相まって、大きく刻み込まれたものと思います。

5、今後について

山木屋の原告の皆さんが中心となっている避難者訴訟第2陣は、これから、各世帯の被害を訴える陳述書を提出し、その後原告本人尋問が始まることとなります。

今回の検証に引き続き、裁判官たちに深い感銘を与えるような尋問を行っていきたいと思っています。

以 上